

安芸高田市空き家バンク登録奨励金について

安芸高田市では、空き家の適正な管理及び活用の促進を図るため、空き家所有者が空き家の売却又は賃貸借を行うため不動産業者を仲介とし、市の空き家バンクに登録した場合、その物件の所有者に対して予算の範囲内において奨励金の交付を行います。



補助対象者

空き家情報バンク制度要綱の規定する空き家情報バンク登録データベースに登録されている物件の所有者。

申請方法

この奨励金を受けるには、空き家バンク登録決定のあった日から1か月以内に以下の書類をそろえて提出してください。

【提出先】 安芸高田市役所 建設部住宅政策課
住所：安芸高田市吉田町吉田 791 番地
電話：0826-47-1202 FAX：0826-47-1206

※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算がない場合には受付ができませんのでご了承ください。

- 1 安芸高田市空き家バンク登録奨励金交付申請書（様式第1号）
- 2 空き家バンク登録決定通知書の写し
- 3 権利関係を証明する書類
- 4 位置図・間取り図
- 5 写真（外観・内部）
- 6 その他市長が必要と認める書類

奨励金額

項目	要件	奨励金額
空き家バンク登録奨励金	空き家バンクデータベース登録者	5万円/1物件1回

申請の変更（中止・廃止）

奨励金の交付決定を受けた方が、申請内容に変更（中止・廃止）が生じた場合は、安芸高田市空き家バンク登録奨励金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を提出してください。

実績報告

補助決定者は、空き家バンク登録決定のあった日から、3ヶ月を経過した日又は奨励金の交付決定があった日の属する年度末のいずれか早い日前に、以下の書類をそろえて、安芸高田市建設部住宅政策課までご持参ください。

ただし、当初の申請から変更がないものについては添付書類の提出を省略することができます。

- 1 安芸高田市空き家バンク登録奨励金実績報告書（様式第6号）
- 2 その他市長が必要と認める書類

補助金の請求

奨励金の額が確定した方は、安芸高田市空き家バンク登録奨励金交付請求書（様式第8号）に捺印して安芸高田市建設部住宅政策課へ提出してください。

請求書が提出された後、奨励金を交付します。

(注) 補助金の返還

以下の事由により、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還していただきます。

この場合において、返還金額は補助金を交付した全額とする。

- 1 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき
- 2 登録日から6カ月を経過する日までに登録を取り消したとき
※ただし、売買又は賃貸借契約が成立した場合は除く
- 3 奨励金の使途が不相当と認められたとき

安芸高田市空き家バンク登録奨励金申請の手続きの流れ

